

大阪狭山市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年(2020年)10月23日

大阪狭山市監査委員

北井末廣
上谷元忠

- 1 通知を行った者
大阪狭山市長 古川 照 人
- 2 通知を受けた日
令和2年(2020年)10月16日
- 3 監査結果に関する報告及び監査の対象等
令和2年1月23日付け大狭監第7035号 定期監査結果に関する報告
健康福祉部 高齢介護グループ
- 4 指摘事項等に対する措置状況
別紙(写) のとおり



大 狭 法 第 3 0 号
令和2年(2020年)10月16日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様

上 谷 元 忠 様

大阪狭山市長 古 川 照



定期監査の結果に基づく措置の状況について (通知)

令和2年1月23日付け大狭監第7035号による監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 監査指摘事項等

- (1) 契約事務においては、介護サービス提供者とその提供を受ける側との信頼関係を保ちながら、今後は介護サービスの質を確保しつつ契約金額が最も有利な条件を示す者と契約が行えるよう契約方法を改めるなどして、適正な事務執行に努められたい。
- (2) 補助金等交付の適正化に関する規則第5条に規定する交付期日に特別の事由のある下記の補助金等は、その事由について実施決裁を得るよう改め、適正な事務執行に努められたい。

(対象補助金等)

- ・平成31年度(2019年度)大阪狭山市老人クラブ連合会補助金
- ・平成31年度日常生活自立支援事業補助金
- ・平成31年度日常生活自立支援事業負担金

- (3) 大阪狭山市認知症カフェ運営補助金の補助対象者の要件確認において、補助金申請者の個人情報の照会を行う場合は申請者から承諾書を得るよう改め、適正な

事務執行に努められたい。

2 監査指摘事項等に対する措置状況

【高齢介護グループ】

- (1) 介護サービスの質を確保しつつ契約金額が最も有利な条件となるよう財務規則等に基づき、適正に契約事務を行います。
- (2) 補助金等交付の適正化に関する規則等に基づき、補助金の交付期日を変更する場合には、実施決裁に交付日変更の理由書を添付するよう改め、適正に事務処理を行います。
- (3) 認知症カフェ運営補助金の交付申請にあたっては、申請者から市税等の納税証明書提出か、承諾書を得るよう改め、適正に事務執行を行います。